

クオーター制を巡る諸考察

——ドイツでの議論をきっかけとして——

松 島 雪 江

1 問題の視座

2 ポジティブ・アクションの諸形態

3 政治領域、経済領域におけるクオーター制

4 クオーター制への反論と正当化

(1) ポジティブ・アクションは逆差別であるという批判について

(2) リベラリズム的要請から、一定の善の構想を支持できないことについて

(3) 多元的社会的の実現について

(4) 一定の善の構想を国家が推進することについて

5 クオーター制導入とその後

1 問題の視座

本稿は、ジェンダーの視点に基づいたポジティブ・アクションの可否、中でもとりわけクオーター制導入を巡る議論の哲学的考察を目的としている。ジェンダーセンシティブな視点を持ち、ジェンダーメインストリーミングを推進することは、現在国際的な目標ともなっているが、この視点を持つことは、ひとつジェンダー領域のみの問題意識に収斂されるわけではない。元来ジェンダーの視

点は、あたかもそこには何もなにかのように当然視されていた空気のようなある一定の存在領域に対して、歴史的、慣習的に形成され、いわば当然視されてきた社会的偏向の存在に目を向けさせ、それを直視する必要性と重要性とを示してくれた。これは、これまで見えないもの、あるいは存在しないものとして扱われてきた少数の文化や民族、宗教などに基づく社会的マイノリティー^②の存在に対して、それが無視しえない存在であり、むしろそれらを尊重することこそが個々の生にとつても重要であることを気づかせてくれる。むしろこの小論でそれらを網羅するべくもないが、ジェンダーの視点とは、そうした見えない存在を可視化させる力を持つており、それこそが多元的な社会の存在基盤になると考えられる。

従来見えなかったものを可視化させた後には、そこで見いだされた問題点をどのように是正すべきかが課題になる。そしてその課題に應えるのがポジティブ・アクションである。ポジティブ・アクションと言われるものにも、効力の強い措置から、ジェンダー平等を推し進めるための補完的役割を務めるものまで、さまざまな形態がある。本稿2ではポジティブ・アクションの全体像を

概観し、クオータ制がその中でどのように位置づけられるかを見ておく。次の3では、そのクオータ制でも、用いられる領域—それが公的な意思決定を行う政治領域におけるものか、私的な秩序に基づく経済的領域におけるものか—によつて異なる正当化事由があることを確認する。この点は二〇一〇年にドイツで活発に行われた議論を受けての考察である。続く4では、クオータ制に対する根強い反論を概観し、また同時にその正当化事由についても検討を加える。正と善とを分かちつりペラリズムの正義観に基づくならば、なんらか一定の善の価値を優先することはできなくなる。しかしそれにもかかわらず、ポジティブ・アクションの施行には一定の善の構想との結びつきが不可欠である。こうした一定の善を積極的に取り上げるべきなのは、いかなる理由に基づくものか。そしてその善の構想は、私たちの基本的権利となるものだろうか。最後に5では、クオータ制を導入した場合に留意すべきいくつかの事柄について考察を加えたい。

2 ポジティブ・アクションの諸形態

一九九九（平成一一）年に公布・施行された男女共同

参画社会基本法によると、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要」とある。男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成すること」（二条一号）とされる。さらに、機会にかかわる男女間の格差を改善するための必要な措置として、「男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること」を積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として位置付けている（二条二号）。そしてこのポジティブ・アクションを含め、男女共同参画社会の形成と促進に関する施策を総合的に策定、実施する責務が国及び地方公共団体にあることが示されている（八条九条）。

この基本法に基づく男女共同参画基本計画においても「積極的改善措置（ポジティブ・アクション）」の言葉が

用いられている。二〇一〇（平成二二）年に策定された第三次男女共同参画基本計画によると、今後取り組むべき喫緊の課題として、第一に「実効性のある積極的改善措置の推進」が掲げられており、二〇一三（平成一五）年に男女共同参画推進本部の決定した「社会のあらゆる分野において、二〇二〇年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも三〇％程度になるよう期待」するという数値目標（二〇二〇年三〇％の目標）のみならず、「クォータ制（割当制）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な手段のうち、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置の推進」が不可欠である旨示されている。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）では八条に「事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改善することを目的として女性労働者に関して行う措置を講ずることを妨げるものではない」とある³。

国際的には、日本が一九八五年に批准した女子差別撤

廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women) 四条において、以下の
ようにポジティブ・アクションが規定されている。

一 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

二 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置(この条約に規定する措置を含む。)をとることは、差別と解してはならない。

ここで挙げられている「暫定的な特別措置」がポジティブ・アクションということになる。次にEU憲法条約を見ると、第二部基本権憲章八三条で男女の平等が規定されており、「雇用、労働および報酬を含むすべての領域において」男女の平等が確保されねばならず、「平等原則は、進出度の低い性別のために特定の有利をあたえる措置の維持または採択を妨げない」としてポジ

ティブ・アクションが規定されている。また、第二部二一四条には男女労働者の平等が示されており、同条パラグラフ四には、以下のようにポジティブ・アクションが規定されている。

労働生活における男女の実際の完全な平等を確保するために、平等待遇の原則は、進出度の低い性別の者の職業活動の遂行または職業経歴上の不利の防止もしくは補償をより容易にするために、構成国が特定の有利をあたえる措置を維持または採択することを妨げないものとする。

このように、ポジティブ・アクションは国際的にもその推進が明文化され、国内における男女共同参画社会基本法七条においても、こうした取り組みが国際的協調の下に行われなければならない旨が定められている。まずはこうしたポジティブ・アクションの具体的な全体像を概観し、その中でクォータ制がどのように位置づけられるかにつき、以下検討を加えていく。

ポジティブ・アクションは憲法適合性との関連から、その手法がいくつかの形態に分類される⁽⁴⁾。憲法の平等原則と最も抵触する可能性がある厳格なポジティブ・アク

シヨンには、あらかじめ一定の枠を法律で定めるタイプがあり、その代表例として、性別や人種を基準に一定領域に対する人数や比率を割り当てたクォータ制が挙げられる。男女参画社会基本法二五三条三項において、男女参画会議の有識者議員の数が男女のいずれか一方で「議員の総数の十分の四未満であってはならない」と規定しているのは、このクォータ制に該当する。諸外国では、比例代表選挙制で男女交互名簿方式をとる北欧や、韓国の法律による候補者名簿割当制、小選挙区制において一定の選挙区に限定して女性のみ候補者選定名簿を採用するイギリスの女性単独名簿、議席そのものを割り当てるインドのリザーブ制などが、この施策に該当する。

女性の登用に関する一定の努力目標を掲げる方式であれば、中庸なポジティブ・アクションとして位置付けられる。ある時期までに一定の目標達成を示したゴール・アンド・タイムテーブル方式は、この中庸なポジティブ・アクションの代表例である。先に挙げた男女共同参画推進本部の「二〇二〇年三〇%の目標」はこれに該当する。ゴール・アンド・タイムテーブル方式は、社会参画への機会に関して、必要な範囲内で男女間の格差を解

消するという目的のために行われる努力目標であるため、憲法との抵触は問題にされにくい。ガラスの天井という批判は免れない。ただし、その天井にさえ届かないことが多い領域で用いられていることもまた事実である。

一方、ドイツにおけるプラスファクター方式（同等の資格・能力を持つている場合、進出が遅れている性をプラスファクターとして重視するもの）においては、女性であることで機械的に優先されるとの懸念があり、平等原則との適合性が争われることがある。ドイツ・ブレメーン州の女性優先雇用が、欧州男女均等待遇指令に違反し無効と判示した一九九五年の欧州司法裁判所カランケ判決^⑤や、女性に無条件かつ絶対的な優遇を与えるのでなければ、女性優遇措置は指令に反しないとした一九九七年のマーシャル判決^⑥などはこうした一連の議論の経過の証左である。

そして最後に、事実上の男女平等を推し進めるために周辺条件を整える施策が、穏健なポジティブ・アクションとして位置付けられる。一定の地位に対する応募の奨励、そのために必要な研修の実施、家庭と仕事との両立支援やそれに向けた環境整備などがこれに該当する。こ

れらは男女共同参画社会基本法におけるポジティブ・アクションとは性質を異にすると考えられ、憲法の平等原則と抵触するというような問題も提起されていない。しかし、ポジティブ・アクションを実効的に推進するためには、こうした穏健なポジティブ・アクションは不可欠であり、事実上社会構造を変化させるために大きな役割を演じることになる。

以上概観したように、クォータ制はポジティブ・アクションの中でも厳格な措置として位置付けられている。そのあり方を巡っては憲法上の平等原則との抵触問題と絡んで賛否論じられているところであるが、その議論は後の検討に回し、ここではもう一つの重要な特徴を確認しておきたい。すなわち、こうしたポジティブ・アクションが論じられているのは、主に公的な政治領域と、私的な経済領域とであるという事実である。公的な政治部門においては、選挙制度における厳格なポジティブ・アクションであるクォータ制などが採用され、私的な経済領域では中庸なポジティブ・アクションとしての「ゴール・アンド・タイムテーブル方式」が多用されていることが確認できた。しかし私的領域こそが生活領域であること

とに鑑み、この私的領域たる経済領域への事実上の男女平等を推し進めるために、この領域におけるクォータ制も検討されている。以下、この点について検討する。

3 政治領域、経済領域におけるクォータ制

二〇一一年冬、ドイツでは何度目かの女性クォータ制についての議論にこれまでにない世論の注目が集められた。女性の権利に敏感なドイツにあつて、この種の議論はこれまで幾度となく繰り返されてきたし、既にプラス・ファクター方式を導入し、その是非を欧州裁判所で争ってきたドイツである。今回それが一大トピクになったのは、この女性クォータを経済領域に導入して企業における女性役員の割合を積極的に増やすべきと、現職の労働大臣 (Ursula von der Leyen, CDU) が発言したことに端を発している。彼女は二〇一〇年春に当時の連邦大統領 Horst Köhler が突然辞意を表明した後、有力な大統領後継候補として名が上がるほど著名な代々続く政治家家系の一員であり、また七人の子供の母親でもある。ドイツでは一〇年ほど前から私企業の自由連合という形でこの種の議論が形成されようとしていた。しかしそ

の基礎構築が失敗したことにより、女性は身動きが取れない状況に陥った、と Von der Leyen は分析する。二〇一〇年現在で、ドイツ企業は取締役の九七%、監査役の九〇%が男性によって占められている。女性社長の割合は国際的水準においてブラジルやロシアにも劣り、インドより僅かに多いに過ぎない^⑧。この時点で社会に劇的な構造変化を起こさないことには、ドイツの約半数にわたる能力を無視することに繋がる、よってそのためにもクォータ制について議論を開始し、コンセンサスを得ることが重要というのが彼女の主張である。より具体的に、①男女双方の性別に適用される三〇%クォータ制の導入、②これらが守られなかった場合の制裁措置、③このクォータ制が、ドイツ国内全企業に対するものではなく、株式上場企業のみを対象とすること、の三点を軸として、五年以内^⑨にそれを実現化させる努力をすべき、との趣旨である。この発案は Von der Leyen が以前から温めていた構想の実現化でもあり、政府与党内のみならず経済界や広く一般の社会でも大きな波紋を呼ぶこととなった^⑩。これに対して同じ与党CDUの女性家族大臣 Kristina Schröder がこの種の議論を受け入れる姿勢を

見せなかったこともあり、一時は権力闘争としての様相を帯びるほどであった。五〇代の Von der Leyen は、学校教育の中で比較的良い成績を収めてきた若い女性達が、それに伴ってその後の将来も順風と信じ込んでしまうが、実際の労働領域において彼女たちの思い通りにはなっていないことは現実の数字が示す通りであり、そのような見えない壁を超えるためにひとまずクォータ制の導入は不可欠と主張し、賛否を呼んだ^⑪。

こうした経済界への意図的なテコ入れに対し、そもそも女性が社会で活躍しうる社会環境が整っていないとして、この種の経済的介入を批判する声もある。すなわち、女性リーダーの欠如は、全日制の学校と子供の養育プランが欠けていることに起因する、というのがそれである。子供の養育環境を社会が責任を持って担うようになれば、当然に女性が社会で活躍する機会が増大すると、ここでは考えられている。確かに、核家族化が進んだ現代において、教育を家庭の問題として閉じ込めることなく、社会的責任と考えるニーズはますます高まっており、これが重要な論点の一つになることは間違いない。しかしこの種の議論には、「そもそも子供の養育は女性の責任」

という暗黙のルールが前提とされており、女性が家庭外で働きやすくなることと、女性リーダーの数が増えることとは、それだけをもつて必ずしも直結するものではない。女性リーダーの数の少なさは、むしろお手下となるべき女性リーダーの数が絶対的に欠如していることも勘案せねばならないのであり、「卵が先か鶏が先か」の悪循環にある。子供の養育を社会的に担っていく環境を整えるという穏健なポジティヴ・アクションの必要性は当然あるが、政治領域や社会領域におけるジェンダー平等の取り組みやこれまでの成果に比べて、経済領域におけるジェンダー平等への変化はあまりに遅く、ここ数十年停滞しているといわざるを得ない状況にある。集団というものは、均質化が進むほど誤った判断を犯すリスクが高まると言われるが、九七％男性主導という社会は、あまりにそのリスクを背負いすぎていると言わざるを得ないであろう。

ポジティヴ・アクション、中でも憲法との抵触が論じられるような厳格な形態であるクォータ制は、本稿2でも取り上げた通り、これまで政治領域で用いられることが殆どであった。今回ドイツで巻き起こった議論は、そ

の経済領域への適用という点で問題が先鋭化されざるを得ない特質を内包していたと言える。現代の資本主義社会で用いられている法体系は、社会法という大きな変換を体験したとはいえ、基本的には近代法の延長線上に位置づけられる。この近代法は、もともと国家権力からの自立を旨とした自由主義経済の成立を至上命題とした、市民社会の基本原理に基づいている。この市民社会における自由の概念を体現化したものが、近代法体系の中心的地位を占める私法領域であるため、この領域はそもそも国家権力による介入には馴染みにくいという経緯を有している。現代リベラリズムの源流もこうした市民社会の中から醸成されてきた思想形態であり、その中にさまざまなヴァリエーションがあるとはいえ、「くからの自由」とりわけ「国家権力からの自由」がそれらヴァリエーションに通底している。今回提起された経済領域へのクォータ制導入という議論は、私的領域に対する公権力の介入という、まさに近代私法の核心に踏み込むものであったがゆえの紛糾であることが窺える。

政治領域ならびに経済領域への介入はそれぞれ異なる基準で判断すべし、との議論が存在する。二重の基準

(double standard) の理論によれば、人權のカタログの中で、精神的自由は立憲民主制の政治過程にとつて不可欠の権利であるから、それは経済的自由に比べて優越的地位を占め、人權規制を行う法律の違憲審査にあつても、経済的自由の規制立法に関して適用される合理性の基準は、精神的自由の規制立法については妥当せず、より厳格な基準によつて審査されなければならない、としている。¹³⁾つまり、言論の自由をはじめとする精神的自由は(とりわけ国家権力から)より厳格に守られねばならず、それは民主主義的要請に基づくから、ということになる。他方の経済的自由は、その保障程度が精神的自由と全く異なつた次元で設定されるのではないもの、仮に経済的自由への侵害に直面したとしても、その事後補償も可能と考えられている。

この議論が示唆しているのは、言論の自由を体现する政治領域の介入如何をより厳格に吟味し、他方で経済領域への介入は比較的容易に行われうる、という論理を導くものではないということである。確かに言論の自由を確保しうる政治領域に対して、クォータ制導入という形で介入することには慎重さが求められるし、それこ

そがクォータ制と憲法との適合性が争われるゆえんである。しかし、その言論の自由の確保ということが事実上何を意味しているのかを考える必要がある。現在の間接民主制が充分有効に機能していないにも拘わらず、それがあたかも「理想的発話状況」を形成しているかのような欺瞞を前提としてきた社会構造にも、ジェンダーの視点はメスを入れ続けてきた。つまり、本当に言論の自由を確保する必要があるというのであれば、まずはこれまでに形成されてきた社会的バイアスを矯正する必要がある、そのための措置こそがクォータ制ということになる。そしてこの、より聖域としての性質を帯びた政治領域には、そこにおける精神的自由への介入を排除するためという一見転倒したかのような論理経路をもつて、逆にクォータ制が必要とされるのに対して、それほどでもない経済領域に対しては、過分な介入が行われないように配慮されてきた、と見る方が現実在即していると言えるであろう。

この論理は、リベラリズムの価値観が依拠する価値中立性という鎧をまとつた無関心とも共鳴しあつている。しかしその無関心は、従来の価値観の消極的承認という

一定価値観の表明に他ならない。

4 クォータ制への反論と正当化

(1) ポジティヴ・アクションは逆差別であるという批判について

ポジティヴ・アクションにはフランスでdiscrimination positive(肯定的・積極的差別)の語が充てられているように、それが一種の「差別」であるという批判がこの種の議論に寄せられる最もオーソドックスな形態であろう。中でもクォータ制はその形式の厳格さゆえに、最もその批判対象となりやすい。たとえ「逆差別」の謂いが誤解であるとしても、これがいずれか特定の性に対する特別措置である以上、他方の性への権利侵害との関係で、その限界が問題になりうることに目を向けねばならない。¹⁴⁾

まずは「平等な扱い」という視点からの問題意識を考えてみたい。そもそも「平等の処遇(equal treatment)」への権利と、「平等な者として処遇されること(treatment as an equal)」への権利とは別物である。Dworkinによれば、「平等な者として処遇されること」への権利が基

本であつて、「平等の処遇」への権利はそこから派生するものとされる。もし「平等の処遇」への権利のみで平等を捉えるのであれば、クォータをはじめとするポジティヴ・アクションには疑問の余地があるが、「平等な者として処遇されること」への権利を根底に据えるのであれば、それを実効的に実現する措置としてポジティヴ・アクションやクォータは積極的に正当化されるし、むしろそれなしにこの権利は充足され得ないとさえ言える。

次に、平等な者として処遇されるために一定のポジティヴ・アクションを導入した場合、それはどのように評価されるのであろうか。一つには、一定の成員の状態が悪化するにもかかわらず、社会は総体として向上する場合、ある個人の状態が悪化しても社会福祉の平均的・総合的レベルが向上すれば、功利主義的な意味で向上したものと解することができる。¹⁵⁾ もう一つは、より理想的な議論である。たとえ平均的福祉の増大とは無関係であっても、社会がより正義に合致し、あるいは何らかの意味で理想的社会により接近するのであれば、それは理想論的に向上したとする理解である。¹⁶⁾ 前者における功利

主義的意味での社会の向上というのはいささか危険な見解でもある。というのも、「社会が総体として向上」したか否かを判断しうるのは社会の多数派ということになり、少数者の権利擁護はいつまでたっても覚束ないからである。また、「個人の状態が悪化」に関しては、ポジティブ・アクションにより他方の性の状態を悪化させている訳ではない。その状態になったこと、もしくはその状態に留まっていることを悪化とはせず、異なる視点としてそれを積極的に把握していくことも可能であろう。後者における理想論の意味での向上にあつても、一定の善の構想が含まれていることに留意せねばならない。リベラリズムは正と善とを区別し、一定の善の構想から離れて普遍的な正の追及を旨としているが、何が正かを巡る議論から、善の構想を完全に切り離すことは不可能であろう。¹⁵ リベラリズムは社会構築にあたって一定の善の構想から中立であることを目指すが、その試みが必ずしも成功しているとは言い難い。したがって、何が理想論的社会であるかを明確にできない以上、ポジティブ・アクションが理想に接近するための手法かどうかも定かにはならない。

クォータ制を巡る諸考察（松島）

それにもかかわらず、たとえクォータ制を discrimination positive と文字通り解したとしても、そこには特定の措置を取らなければ社会的不公平を助長する可能性があるとの認識が、昨今共有されるようになってきたように思われる。必要悪としてのポジティブ・アクション、という捉え方である。ポジティブ・アクションを必要悪として理解する場合、それは時限的な措置であることが当然に要請されるが、同時に過去の負の遺産をなぜ現在世代が担わなくてはならないのか、という問題意識も内包されている。現在の法構造が人々に平等を要請している中で、歴史的に形成されてきた社会構造や意識によつて事実上平等が達成されていない時、それは単に抑圧されている側の努力不足に原因があると見るのか、それとも別の取り除くべき要因が存在すると考えるのか。平等の不徹底を個人の努力不足に帰する見解もあるが、歪んだ構造や意識の上にいくら新しいものを積み上げようとしても、従来秩序を容易に打ち破ることはできないことを、これまでのジェンダー研究は示唆してきた。それゆえに、従来秩序の再構築を目的とした何らかのポジティブ・アクションが必要とされるわけだが、その措置が適用され

二四三（五二九）

ている間、それによって逆に不平等な扱いを被ったという申し立ては、枚挙に暇がない¹⁹⁾。たとえ過去に何らかの社会的不正が認められたとしても、その是正によって直接影響を被るのが、なぜ「今、ここにいる自分」でなくはならないのか、という問いである。「負荷なき個人」から構成されるリベラリズム社会において、前世代の負の遺産を課されることへの説明は導きにくいであろう。しかし「位置ある個人」として社会の連続性の中に個人を位置づけるのであれば、この問いに対して積極的な解答を提示することも可能になるであろう。

(2) リベラリズム的要請から、一定の善の構想を支持できないことについて

ボジティヴ・アクションによって自己の意思に反して一定の位置に留め置かれたとしても、それを悪化と捉えるのではなく、異なる視点の獲得となる可能性があるとして、積極的に評価しうることを先に示唆した。しかしこの異なる視点なるものが評価に値するかどうか、リベラリズムは積極的に判断を下すことができない。どのような善の構想が望ましいのかについてリベラリズムは判

断停止し、正の善に対する優先を旨とすることで、国家は多元的な価値観が重なり合う社会にあっても特定の普遍的正を実現する正当化事由になると考えるからである。一定の善の構想から離れたところで個人を設定し、それら個人を平等な者として処遇するというこの思想は、フランスで男女の平等原則が導入される際に呼んだ議論と同じ構造を持っている。

一九九九年にフランス憲法が改正されてパリテが導入される際、平等な人間の理解を巡り、それまで当然に想定されていた「抽象的人間像」が変革を迫られた。市民社会における人間は歴史的に、「固有名詞・確定記述、時空座標など、特定の対象や領域のみを支持する表現を使用しないで記述できる」²⁰⁾「普遍的特徴を持った共通属性を持つ存在と前提される。この人間像に依拠した近代の人権概念は、「人間がただ人間であるということのみに基づいて当然に持っている権利」²¹⁾であり、「具体的な諸事情の違いは捨象され、『同じ状況』にあるとされる」²²⁾抽象的な個人である。この抽象的な個人像は、当然一定の善の構想からも離れて存在する。このような個人から構成される社会には「個人を超越する権威などなく、各

人の善き生を各人が構想⁽²³⁾した上で、「諸個人ひとりひとりのアイデンティティの發揮を可能にする」ことが肝要と考える。しかし普遍主義的市民概念に基づいて作り出された「人一般」は、実際には存在しない。確かにこの普遍主義は近代法の支柱となるものである。しかしそのように抽象化された個人は、実際の生を営む主体などではない。

このような近代法の普遍主義的要請トリベラリズムの構想とは、互いに結びついている。そのような抽象性を前提としているからこそ、普遍的正の追及というプロジェクトを遂行できると考えるわけだが、そもそも善と正とは切り離されるものなのであろうか。コミュニティアンのように語るのであれば、「善をカッコに入れて正を構成することは可能か⁽²⁵⁾」という問いとして収斂されよう。

人間は、自分に関心のない事柄に関して、それをカッコに入れておくことは可能なものである。しかし、ある事柄を公的な事項として取り上げるか否かの決定権を持つ者が当該事項に関心を持たない人々であるならば、その事項は常にカッコに入れられたまま目の見えないこ

とになる。民主主義の基本となる理想的発話状況を目指すのであれば、正確な情報を等しく得ることも重要な前提となり、そのためには現実にはどのような実態があるのかを認知する必要がある。ロールズが仮定した「無知のヴェール」が、真実から目を背けるための謂いになってはならないであろう。

(3) 多元的社会的実現について

多元的社會への要請は昨今当然視されているようで、実のところその根拠はあまり明確にはされていないように思われる。むしろ heterogeneous であることが民主主義社會の基盤でありながら、他方で民族主義や宗教的原理主義などが依然として人々を惹きつけることがあるように、人々や社會が一定の同質化を好む傾向があることもまた事実であろう。一方で社会的寛容を口にしながら、他方で不寛容にも寛容であるような社會において、クォータ制はどのように評価され得るのであろうか。

これまでに構築されていた社会的偏差を是正するための措置としてポジティブ・アクションは位置づけられており、その中でもクォータ制はより実効力の強い措置と

して多元的社会的の実現を推進するものであるが、そもそも heterogeneous な社会が担保されなくてはならないのはいかなる理由に基づくものであろうか。ロールズが無知のヴェールを仮定したのは、自分がどのような属性でいかなる状況にあるのか不明な時、いかなる属性・状況であってもそれを尊重する社会の構築を可能にさせるべしとの理由からであった。²⁶ 私たちは、性別や人種など、自分がどのような属性・状況にあるかを選択できずに生を受けることになる。この偶然性に対し、同様の無知のヴェールという視点からも、最大限の尊重が引き出されるはずである。多元的社会的を目指すという構想は、この偶然性に対する一つの回答になる。これは、リベラリズムが推奨する個人単位での社会的責任遂行のためにも、不可欠の要因となる。つまり、一定の役割や集団に属さずとも、個人として社会の成員であり社会的責任を果たすという事実は、必然的に多様な生のあり方を受容することに繋がる。その多様性を確保するための措置として、クォータを位置づけることができるであろう。

(4) 一定の善の構想を国家が推進することについて

クォータ制が逆差別ではなく、また一定の善の構想を前提としているにしてもそれが民主主義社会の要請であるとして、更にそれによつて社会の多元性が確保されると仮定した場合、最後に残るのは、そこに国家的な権力を介在させることへの疑義であろう。リベラリズムが一定の善の構想を支持しないのは、その善の構想が国家権力と結合することによる弊害を防ぐことにある。各個人が何らかの価値観を持つことには、その価値観が他の価値観を絶対的に否定・抑圧するのではない限りにおいて自由であるが、国家という巨大権力組織が一定価値観を推奨するとすると、価値中立性の侵犯として国家の存在や行動の正当性が疑問視される。しかし、たとえどんなに価値中立的であろうとしても、そしてたとえ消極的な形でしか価値判断に関与していないとしても、そこでは常に何らかの形での価値の選択がなされている。中立的であろうとする態度は、従来の価値観の消極的是認という一定価値観の表明とならざるを得ないのである。

どのような形態であれ、国家が一定の価値観、善の構想を表明しているのであれば、クォータは一種の権利と

して数えられるものだろうか。クオータは、Dworkinの言う「切り札としての権利」に該当するものなのだろうか。もしそうであるならば、それに相応する義務―たとえば国家による政策形成義務―が存在するのであるうか。「切り札としての権利」をさらに進めた形で「権利の優位性」を語るKummは、反パーフェクショニズム(antiperfectionism)・反集合主義(anticollectivism)・反帰結主義(anticonsequentialism)を意図しており、それによると何が個人の善き生き方を国家が決定して個人に強制してはならず、個人の権利は集合的善に優先し、集合的な利益達成のために安易に個人が犠牲にされてはならないことになる。²⁷しかし国家が一定の善を消極的な形でも是認しそれによって社会的影響を及ぼしている以上、それをより中立的な形にさせるための措置を講じることも、国家によってこそなされなければならないはずである。そうであるならば、国家こそがクオータをはじめとするポジティブ・アクションの主体たり得なければならぬことになるであろう。

5 クオータ制導入とその後

以上、クオータをはじめとするポジティブ・アクションを巡るいくつかの議論について考察を加えてきた。クオータは機会の平等ではなく、一足飛びに結果の平等を目指すものとの批判があるが、あくまで機会の平等を担保するための措置であることをこれまで確認してきた。最後に、クオータが実際に導入された際の留意点について、いくつか挙げておきたい。

最も重要なのは、クオータを導入することでどのような社会を私たちが望むか、という点である。たとえ経済的クオータを導入して女性リーダーの数を増やしたとしても、それは女性が男性並みに働く社会を目指しているものではないことを確認しておくことは非常に重要であろう。クオータによって目指すべきは、男性中心ではない生き方が存在するということ、そしてそれも生の遂行に必要不可欠な要素であることを誰もが一個人として認識し、かつそれを実行に移すことのできる社会を構築することである。もしも公的領域への女性の参画が少ないことによる弊害を取り除こうとしてクオータを採用す

るのであれば、同様に、男性の家事参画を実現するクォータ導入もあって良いはずであろう。そのようにして機会均等原理を実質化することで、社会の中で生きていくために必要な労働が Paid workのみではなく、Unpaid workも同様であることを可視化させてくれるであろう。個人主義を前提としているにも拘わらず、家族単位で法制度を組んできた従来のあり方に疑問を投げかけるのであれば、それは個人単位で社会的責任を検討するきっかけにもなる。こうした思考の変換は、家事責任のみにとどまらず、現行の年金制度にも敷衍される論点になろう。

そしてもう一つ、強力なポジティブ・アクションとしてのクォータが、法化社会へと変換する危険性を内包している点を指摘しておかねばなるまい。そうであるからこそ、ポジティブ・アクションは、結果の平等ではなくあくまで機会の平等を担保するときのみ用いられることが妥当であることになる。

(1) Positive Action は積極的改善措置、もしくは積極的格差是正措置と訳されるもので、元来ヨーロッパで多く

用いられてきた用語である。Affirmative Action も同様の文脈で理解され、主にアメリカやカナダで使用され、大学入学における人種的偏向を是正するための措置として想起されることが多い。双方の指し示す内容に相違はないが、内閣府男女共同参画局をはじめとする日本の文脈ではポジティブ・アクションの用語が用いられているので、本稿ではポジティブ・アクションの語で統一することとする。

(2) 社会的マイノリティという言葉を用いる際、そこにジェンダーを含めるのは、あるいは適切ではないかもしれない。確かに人口比にみる男女の関係は、マジョリティ／マイノリティに分かれるものではない。しかし政治や企業における労働といった領域への参画となると、そこには参画への入口、当該領域におけるステップアップや意思決定などにおいて、明らかに女性のマイノリティ性が見て取れる。

(3) ここでは特定措置が女性労働者に限定されていることに注意が必要である。双方の性に対してではなく、一方の性に対してのみクォータが課されると、事実上の頭打ちを容認するガラスの天井問題も考慮する必要がある。

(4) この点の分類整理については以下に詳しい。辻村みよ子「ポジティブ・アクションの手法と課題―諸国の法改革とクォータ制の合憲性―」法学第六七巻第五号、

- 二〇〇三年。同「選挙制度とクォータ制」法律論叢第七九巻第四・五合併号、二〇〇七年。同『ポジティヴ・アクション―「法による平等」の技法』岩波新書、二〇一一年。
- (5) Eckhard Kalanke gegen Freie Hansestadt Bremen, EuGH C450/93, 1995.
- (6) Helmut Marschall gegen Land Nordrhein-Westfalen, EuGH C409/95, 1997.
- (7) もちろん行政部門におけるポジティヴ・アクションも推進されているが、ここではポジティヴ・アクションの施行が正当化される理由に鑑みて、政治領域と経済領域とを対比させる。
- (8) Der Spiegel, 20011.1.31, Nr.5, S.64.
- (9) Ebd., S.65.
- (10) Ebd., S.58f.
- (11) Kristina Schröder は三三歳という若さで家族相として入閣している。彼女の前任者は Von der Leyen である。
- (12) Der Spiegel, 20011.1.31, Nr.5, S.58f, S.64f.
- (13) 芦部信喜『憲法』第三版、岩波書店、二〇〇二年、一〇〇頁以下。
- (14) 辻村みよ子「ポジティヴ・アクションの手法と課題―諸国の法改革とクォータ制の合憲性―」法学第六七巻第5号、二〇〇三年、一七七頁。
- (15) Ronald Dworkin, 'Taking rights seriously', Harvard

クォータ制を巡る諸考察（松島）

- Univ. Press, 1977. 『権利論（増補版）』木鐸社、二〇〇三年、三〇五頁。
- (16) Op. cit., 前掲書三二二頁。
- (17) Op. cit., 前掲書三二二頁。
- (18) この種の議論は、リベラル・コミュニティアン論争で展開されてきた通りである。たとえば Michael J. Sandel, *Liberalism and the limits of justice*, Cambridge Univ. Press, 1982.
- (19) 例えば、アメリカの大学やロースクールにおける一連の affirmative action に対する異議申し立て訴訟は、人種を理由とするものの、同じ議論構造を持つ。注5カラシケ判決、注6のマーシャル判決は性を理由としたもので、まさにこの事例として該当する。
- (20) 井上達夫『共生の作法―会話としての正義―』創文社、一九八六年、一〇九頁。
- (21) 糠塚康江『パリティの論理―男女共同参画の技法―』信山社、二〇〇五年、一四九頁。
- (22) 高橋和之『立憲主義と日本国憲法』日本放送出版協会、二〇〇一年、七九頁。
- (23) 糠塚前掲書、一四九頁。
- (24) 樋口陽一『憲法』創文社、一九九八年、二〇一頁。
- (25) Sandel, op. cit.
- (26) John Rawls, *A theory of justice*, Harvard Univ. Press, 1971. 『正義論』紀伊國屋書店、一九七一年。

二四九（五三五）

- (27) Matias Kumm, *Democracy is not enough: Rights, Proportionality and the Point of Judicial Review*, New York University, School of Law, Public Law & Legal Theory Research Paper Series, Working Paper no. 09-10, 2009.
- (28) スウェーデンで実施されているパパ・クオータ制はこの一種である。